

令和 8 年 5 月 26 日
環境省 環境再生・資源循環局
総務課
循環型社会推進室

民間競争入札実施事業
「令和 7 年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和 8 年版
「循環型社会白書」作成支援等業務」の
実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要等

事項	内容
事業概要	<p>循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下、「循環基本法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）が策定されている。同計画は環境基本計画を基本として概ね 5 年ごとに見直される。</p> <p>令和 6 年 8 月に策定された第五次循環基本計画に基づき、中央環境審議会は施策の進捗状況を評価・点検している。また、循環基本法第 14 条において、毎年、年次報告の作成を定めており、年次報告として「環境・循環型社会・生物多様性白書」の循環部分（以下、「循環白書」という。）を作成し、国会に提出している。上記を踏まえ、本業務においては、第五次循環基本計画の進捗状況の評価・点検の支援、及び年次報告の作成支援等のための調査、検討等を行うことを目的とする。</p>
実施期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
受託事業者	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社
契約金額（税抜）	38,500,000 円
入札の状況	2 者応札（説明会参加：2 者／予定価格内：2 者）
事業の目的	<p>環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）では、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めることとされており、直近では第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月閣議決定）が策定された。一方、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）では、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、循環型社会の形成を総合</p>

	<p>的・計画的に進めるために、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することとされており、また、同法第16条第1項では、循環基本計画は、環境基本計画を基本として策定することとされている。これを受けて令和6年8月には、第五次循環基本計画が策定された。</p> <p>同計画においては、中央環境審議会は、2年に1回程度、同計画の着実な実行を確保するため、同計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされていることから、令和7年度において、同計画の進捗状況の評価・点検を行うことが必要である。また、第六次環境基本計画は、中央環境審議会の各部会が、「6つの重点戦略」、「個別分野の重点的施策」及び「環境保全施策の体系」について進捗状況の点検を実施することとしている。</p> <p>他方、循環基本法第14条において、毎年、年次報告等を作成し、国会に提出しなければならないと定められており、年次報告として「環境・循環型社会・生物多様性白書」の循環部分（以下「循環白書」という。）を作成している。毎年国会に対し、①循環資源の発生状況、②その循環的な利用状況、③その処分の状況及び④政府が循環型社会の形成に関して講じた施策を報告するとともに、①から③までの状況を考慮して政府が講じようとする施策を明示した文書として、循環白書を提出している。</p> <p>上記を踏まえ、本業務は、第五次循環基本計画の進捗状況の評価・点検の支援、及び年次報告の作成支援等のための調査、検討等を行うことを目的とする。</p>
<p>選定の経緯</p>	<p>本事業については、より高い質の確保を図るという観点から、公共サービス改革基本方針（令和7年6月24日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたものの。</p>
<p>特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）</p>	<p>特になし</p>

2. 確保されるべき質の達成状況及び評価

(1) 確保されるべき質

■物質フロー図の更新及び第五次循環基本計画の循環型社会の全体像に関する物質フロー指標に係る進捗状況の整理

有識者への意見聴取を行いながら、物質フロー図や既存の取組指標の更新、及び循環型社会形成に関する国民の意識調査の結果をもとに事業報告書を作成すること。

■第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討

第五次循環基本計画に新たに盛り込まれたデータの取得方法や指標の推計方法等に関する課題について検討を行い、事業報告書を作成すること。

■ワーキンググループの設置・開催

第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討に当たって、ワーキンググループを都内にて4回設置・開催し、検討事項の整理、委員等の日程調整、会場手配（都内、20名程度収容可能な会場、半日程度/回）、各委員への事前説明、資料作成、国内外の文献の収集、会場設営、議事運営、委員への飲み物等の提供、議事録の作成、専門家ヒアリング（1時間/回、合計4回を想定。）等を実施すること。

■第五次循環基本計画の第1回点検報告書及び令和8年版循環型白書の作成支援

物質フロー指標等に基づく循環型社会形成に向けた我が国全体での進捗状況の評価、第五次循環基本計画に定める5つの柱毎に今後の方向性についてまとめ、点検報告書を作成すること。また、循環白書の作成については令和8年度に講じようとする循環型社会形成に関する施策と、令和7年度に講じた循環型社会形成に関する施策、循環白書に掲載する図表を作成する原稿案を作成すること。

■循環部会対応

部会に提出する資料の作成支援、会場設営、web会議システム他などの部会開催を支援すること

(2) 評価

「個別業務の質」について報告書の内容から、仕様書に記載のある、物質フロー図の更新及び第五次循環基本計画の循環型社会の全体像に関する物質フロー指標に係る進捗状況の整理、第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討、ワーキンググループの設置・開催、第五次循環基本計画の第1回点検報告書及び令和8年版循環白書の作成支援、中央環境審議会循環型社会部会への対応が認められる。

以上のことから、いずれの項目も確実かつ適切に実施されたと認められ、「適」と評価できることから、確保されるべき質は達成されたと評価できる。

評価事項	内容
(1) 物質フロー図の更新及び第五次循環基本計画の循環型社会の全体像に関する物質フロー指標に係る進捗状況の整理	【評価】 第五次循環基本計画の第1回進捗点検の対象となる全体像の指標及び重点分野の指標を対象として、有識者（研究者・大学教授1名程度）へ1回あたり1時間程度の意見聴取を合計8回行いながら、指標の更新及び検討を行った。 また、アンケート調査「循環型社会に関する国民の意識・行動の調査」の設問設計・実査・集計・分析を実施した。 加えて、循環型社会の全体像に関する物質フロー指標の推計結果に関して、指標毎の要因分析を実施した。 上記をもとに事業報告書を作成し、確保されるべき質は確保されている。

<p>(2) 第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討</p>	<p>【評価】 第五次循環基本計画で「循環型社会ビジネスの市場規模」として測る対象範囲を見直すための検討を実施し、過去年度業務における WG での議論等をもとに、対象範囲の案を整理した。 また、発生抑制の状況・循環利用の状況・焼却処理の状況を地域別に捉える指標案や補足的に把握しておくことが望まれる参考データについて検討を行った。 さらに、第五次循環基本計画の内容や昨今の世界的な社会動向等を踏まえ、現状の計画と指標、政策の関係を整理した上で、第六次計画に向けて必要な要素について検討・整理を行った。 上記をもとに事業報告書を作成し、確保すべき質は達成されている。</p>
<p>(3) ワーキンググループの設置・開催</p>	<p>【評価】 第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討に当たって、ワーキンググループを都内にて4回設置・開催し、検討事項の整理、委員等の日程調整、会場手配（大手町タワー会議室等を3回確保）、各委員への事前説明、資料作成、国内外の文献の収集、会場設営、議事運営、委員への飲み物等の提供、議事録の作成、専門家ヒアリング（1時間/回、合計4回を実施し、確保されるべき質は確保されている。</p>
<p>(4) 第五次循環基本計画の第1回点検報告書及び令和8年版循環白書の作成支援</p>	<p>【評価】 物質フロー指標等の状況をまとめてわかりやすく表示するとともに目標達成見込みを評価するための手法の検討を行い、第五次循環基本計画の第1回点検報告書に用いるための「進捗状況表」の作成を行った。 さらに、第64回循環型社会部会における資料となる「第五次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について（案）」のⅡ章、Ⅲ-1（1）・（2）、Ⅲ-2（1）・（2）を検討・作成をした。 加えて、上記を踏まえて、「令和8年版循環白書」に掲載する各図表に必要なデータの推計およびデータ提供も実施したほか、データを踏まえた原稿を作成した。 以上から、確保されるべき質は確保されている。</p>
<p>(5) 中央環境審議会循環型社会部会への対応</p>	<p>【評価】 29名の有識者を構成員とする中央環境審議会循環型社会部会を5回の開催に対し、部会に提出する資料の作成支援、会場設営、web会議システム他などの部会開催を支援し、YouTube配信に精通した外部協力先と連携し、中央環境審議会循環型社会部会の会議中継を支援し、確保されるべき質は確保されている。</p>

3. 実施経費についての評価

本事業における経費の比較を表4のとおり示す。市場化テスト実施前の令和6年度においては37,000,000千円の経費を要し、市場化テスト第1期である令和7年度においては38,500,000千円の経費を要した。

しかしながら、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の学術研究、専門・技術サービスを参照すると、賃金が9.6%上昇※したとされることを考慮すると、実質的な経費はある程度の削減が認められると考えられる。なお、本業務における人件費は約8割を占める。

※厚生労働省『令和7年賃金構造基本統計調査』第5-1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率における学術研究、専門・技術サービスの欄における増減率：男女計9.6%増（引用注）

表4 従来経費及び実施経費の比較

項目	令和6年度 (従前経費)	令和7年度 (第1期)
契約額	37,000千円	38,500千円
増減額		+1,500千円
増減率		+4.1%

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

- (1) 受託事業者からは、企画提案時及び業務を履行する中で、以下のようなサービス向上のための改善提案を受け、実施されている。

国内外動向・施策状況の整理、資源循環に係る施策のあり方・今後の資源循環施策の方向性を議論するための「新政策検討ワーキンググループ」の新設の提案がなされ、課題及びその対応の妥当性を確保するとともに、検討が深まり、第五次循環基本計画に係る新たな指標・データの検討業務の質向上につながった。

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

2. のとおり、本事業の実施にあたり確保されるべき事業の質として設定された要求水準は満たしている。また、実施経費について、市場化テスト導入前の経費と比較すると、削減はされていないものの、人件費単価が増加していることから実質経費は削減されていることが確認できる。さらに、競争性の確保について、2者応札となり、かつ、入札額はいずれも予定価格の範囲内であり、効果が確認できている。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期が第1期目の事業実施であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかった。
- ②当省において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会）を備えている。
- ③入札に当たって、2者が応札し、かつ、入札額はいずれも予定価格の範囲内であることから、競争性が確保されている。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成状況について、目標を達成している。
- ⑤実施経費については、従来経費と比較して、人件費の上昇を考慮すると経費削減の点で効果を上げている。

以上のことから、本事業については、良好な実施結果が得られており「市場化テスト終了プロセスの運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）のⅡの1（1）の基準を満たしているため、第2期事業をもって市場化テストを終了することとしたい。